

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に基づく開示事項)

2025年1月15日

株式会社タツミ

2025年1月15日

株式交換に係る事前開示事項
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に基づく開示事項)

栃木県足利市南大町443番地
株式会社タツミ
代表取締役社長 伏島 利行

株式会社ミツバ（以下「ミツバ」といいます。）と株式会社タツミ（以下「タツミ」といい、タツミとミツバを総称して、以下「両社」といいます。）は、2024年11月13日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、ミツバを株式交換完全親会社、タツミを株式交換完全子会社、効力発生日を2025年4月1日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）

別紙1に記載のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）

別紙2に記載のとおりです。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）

(1) ミツバの定款の定め（会社法施行規則第184条第4項第1号イ）

別紙3に記載のとおりです。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ロ）

① 交換対価を取引する市場

ミツバの普通株式（以下「ミツバ株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者
ミツバ株式会社は、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容
該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2024年11月13日）の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるミツバ株式の終値の平均はそれぞれ862円、926円及び1,002円となります。

ミツバ株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) ミツバの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第184条第4項第1号ニ）

ミツバは、いずれの事業年度においても金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号、第5項）

本株式交換により株式交換完全子会社となるタツミは、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号）

(1) ミツバの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号イ）

別紙4に記載のとおりです。

(2) ミツバの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号ロ）

該当事項はありません。

(3) ミツバの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号ハ）

① 子会社株式の譲渡

ミツバは、2024年4月1日付でミツバが保有していた株式会社ミツバロジスティクス（現商号：株式会社ニッコン両毛）の全株式をニッコンホールディングス株式会社へ譲渡しました。詳細については、ミツバの2024年3月14日付「子会社の異動（株式譲渡）」に関するお知らせをご参照ください。

② 既存種類株式の取得及び消却の完了、第三者割当による種類株式の発行等

ミツバは、2024年6月28日付でA種優先株式及びC種優先株式の取得及び消却を行うとともに、同日付でD種優先株式を新たに発行し、これらに伴う定款の変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少を行いました。また、2024年6月26日付で株式会社横浜銀行をリードアレンジャーとする金融機関との間で金銭消費貸借契約書及びその他の関連契約を締結し、総額50,146,200,000円のシンジケートローン調達することによって、既存の借入金の借換えを行いました。詳細については、ミツバの2024年5月10日付「既存種類株式の取得及び消却、第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに現行借入金のシンジケートローンによる借換えに関するお知らせ」（2024年5月16日付の訂正を含みます。）をご参照ください。

③ 本株式交換契約の締結

ミツバは、タツミとの間で、2024年11月13日に、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙1に記載のとおりです。

(4) タツミの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第184条第6項第2号イ）

① 本株式交換契約の締結

タツミは、ミツバとの間で、2024年11月13日に、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙1に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

タツミは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するタツミの取締役会決議により、本株式交換によりミツバがタツミの発行済株式（ただし、ミツバが保有するタツミの普通株式（以下「タツミ株式」といいます。）を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによ

ってタツミが取得する自己株式を含みます。)の全てを、基準時をもって消却する予定です。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降におけるミツバの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

会社法第789条第1項第3号の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙1（株式交換契約書）

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社ミツバ（以下「甲」という。）及び株式会社タツミ（以下「乙」という。）は、2024年11月13日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）株式会社ミツバ
（住所）群馬県桐生市広沢町一丁目 2681 番地
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）株式会社タツミ
（住所）栃木県足利市南大町 443 番地

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に 0.41 を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際し、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式 1 株につき甲の普通株式 0.41 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年4月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けない。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求める。

2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会を開催し、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議（前項に基づき甲が株主総会決議を実施する場合における当該決議と併せ、以下「株式交換承認総会決議」という。）を求める。

第 7 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降本効力発生日に至るまで、自ら又はその子会社（但し、甲については、乙及び乙の子会社を除く。本条において同じ。）をして、善良なる管理者の注意義務をもってそれぞれの業務執行及び財産の管理を行い又は行わせるものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を自ら行い又はその子会社をして行わせる場合には、事前に相手方と協議し、書面合意の上で行うものとする。

第 8 条（剰余金の配当の制限等）

1. 前条の定めにかかわらず、甲は、2025 年 3 月 31 日を基準日として、1 株当たり 10 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合又は相手方の書面による同意を得た場合を除き、(i)本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、(ii)本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第 9 条（乙の自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前時点において保有する全ての自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を、基準時の直前時点において消却する。

第 10 条（条件変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の事業、経営、業績、財産等に重大な悪影響を与えるおそれがある事象又は本株式交換の重大な障害となり得る事象が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本株式交換及び本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i)本契約について甲若しくは乙の株式交換承認総会決議による承認を得られなかったとき、(ii)本株式交換について、法令に基づき、本効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得若しくは関係官庁等に対する届出手続が完了しないとき、又は(iii)前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 12 条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

第13条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年11月13日

甲： 群馬県桐生市広沢町一丁目 2681 番地
株式会社ミツバ
代表取締役社長 日野 貞実



乙： 栃木県足利市南大町 443 番地
株式会社タツミ
代表取締役社長 伏島 利行



別紙2（交換対価についての定め相当性に関する事項）

タツミは、本株式交換に際して、交換対価の相当性に関して、次のように判断しております。

1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	ミツバ (株式交換完全親会社)	タツミ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.41
本株式交換により交付する株式数	ミツバの普通株式：1,151,760株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

タツミ株式1株に対して、ミツバ株式0.41株を割当交付いたします。ただし、基準時においてミツバが保有するタツミ株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するミツバ株式の数

ミツバは、本株式交換に際して、基準時におけるタツミの株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、ミツバを除きます。）に対し、その保有するタツミ株式に代えて、その保有するタツミ株式の数の合計に0.41を乗じて得た株数のミツバ株式を交付いたします。

また、ミツバが交付する株式は、ミツバが保有する自己株式を充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。

なお、タツミは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するタツミの取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってタツミが取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ミツバの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるタツミの株主の皆様については、ミツバ株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の売渡請求（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及びミツバの定款の規定に基づき、ミツバの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をミツバから買増しすることができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、ミツバの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをミツバに対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数のミツバ株式の交付を受けることとなるタツミの株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するミツバ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

ミツバ及びタツミは、上記1. (1) 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しまし

た。ミツバは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、タツミはファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社AGS FAS（以下「AGS」といいます。）を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

ミツバにおいては、下記3.「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、ミツバのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から2024年11月12日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、ミツバがタツミに対して2024年9月初旬から10月上旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、タツミの株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、タツミにおいては、下記3.「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、タツミのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSから2024年11月12日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、タツミがミツバに対して2024年9月初旬から10月初旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに支配株主であるミツバとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。詳細については、下記3.「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」をご参照ください。）からの指示、助言及び2024年11月12日付で受領した答申書（以下「本答申書」といい、詳細については、下記3.「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は、AGSから2024年11月12日付で取得した株式交換比率算定書に記載の市場株価法に基づく株式交換比率の算定レンジの上限を超え、かつディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく株式交換比率の算定結果の範囲内でありその中央値を上回る合理的な水準にあり、近年に実施された、本株式交換と類似する上場子会社の株式交換による完全子会社化事例における平均的なプレミアム水準と比較して遜色のない水準であると評価できること、加えて、本株式交換比率は、本特別委員会の粘り強い交渉により、当初のミツバからの提案に比べ、株式交換比率の増加を実現したものであり、また、直近3ヶ月又は6ヶ月の両社株式の市場株価の平均値を参照する場合には他社事例と比較して相応のプレミアムが付されていること、さらに、直近の株価及び直近1ヶ月の両社株式の市場株価の平均値を参照する場合には他社事例と比較して必ずしも高いプレミアム水準にはないとの評価も成り立ち得るものの、本株式交換を実施しない場合のタツミの業績等に係る将来見通しや本株式交換により見込まれるシナジーの内容等に鑑みれば、本株式交換比率は妥当であり、タツミの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、タツミは、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、ミツバ及びタツミは、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、ミツバ及びタツミは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

（イ）算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに両社との関係

ミツバの第三者算定機関であるみずほ証券、タツミの第三者算定機関であるAGSはいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、ミツバに対して通常の銀行取引の一環としての融資等の取引がありますが、本株式交換に関してミツバとの利益相反に係る重要な利害関係を有していません。みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみ

みずほ銀行の間において情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場でミツバの第三者算定機関として株式価値の算定を行っているとのことです。ミツバは、みずほ証券とみずほ銀行の間において適切な弊害防止措置が構築されていること、ミツバとみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているために第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は同様の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券をミツバ及びタツミ並びに本株式交換から独立した第三者算定機関として選任いたしました。なお、本株式交換に係るみずほ証券に対する報酬には、本株式交換の契約締結等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、ミツバとみずほ証券の間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合にミツバに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の契約締結を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

また、本株式交換に係るAGSに対する報酬には、本株式交換の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達する都度支払われるマイルストーン報酬が含まれているところ、AGSとしては、本株式交換の成否が不明な中において、報酬体系を固定報酬のみとするよりもむしろ、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方がタツミの金銭的負担の観点から望ましく、双方にとっても合理性があると考えているとのことであり、タツミとしてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されているわけではないと判断しております。

② 算定の概要

(i) みずほ証券による算定

みずほ証券は、ミツバについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2024年11月12日を基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるミツバ株式の算定基準日の株価終値、2024年10月15日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2024年8月13日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年5月13日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

タツミについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2024年11月12日を基準日として、東京証券取引所におけるタツミ株式の算定基準日の株価終値、2024年10月15日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2024年8月13日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年5月13日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、採用して算定を行いました。

なお、ミツバ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のタツミ株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
ミツバ	タツミ	
市場株価基準法	市場株価基準法	0.29～0.40
	DCF法	0.32～0.54

みずほ証券は、株式価値の算定に際して、公開情報及びみずほ証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。タツミの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、タツミの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。みずほ証券の株式交換比率の算定は、2024年11月12日までにみずほ証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、みずほ証券の算定は、ミツバの取締役会が株式交換比率を検討す

るための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提としたタツミの財務予測においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、電動化や自動化に対応する製品の受注拡大等により、営業利益において、2026年3月期、2027年3月期及び2028年3月期にそれぞれ前年度に対して30%以上の大幅な増益を見込んでおります。2026年3月期の増益は、ステアバイワイヤ向け製品の拡大及び電動車対応可能な既存品の増産並びに構造改革による生産性集約化及び人員適正化への取組みによるものです。2027年3月期の増益は、新規品である電動キャリアブレーキ向け製品、制御機能付製品及びサーマルマネジメント向け製品の受注開始によるものです。2028年3月期の増益は、電動キャリアブレーキ向け製品及び制御機能付製品の拡大並びに電動パーキングブレーキ向け製品の増産によるものです。また、タツミの財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(ii) AGSによる算定

AGSは、ミツバについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

タツミについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、採用して算定を行いました。なお、事業内容や収益性の類似性における制約に鑑み、類似会社比較法は採用しておりません。

各評価手法による、ミツバ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のタツミ株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
ミツバ	タツミ	
市場株価法	市場株価法	0.29～0.40
	DCF法	0.29～0.49

市場株価法に関しては、ミツバについては、2024年11月12日を基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるミツバ株式の基準日の株価終値、2024年10月15日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2024年8月13日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年5月13日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。また、タツミについては、2024年11月12日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場におけるタツミ株式の基準日の株価終値、2024年10月15日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2024年8月13日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年5月13日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法に関しては、タツミが作成した2025年3月期から2030年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。

AGSは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。AGSは、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGSに対して未開示の事実はないことを前提としております。両社及びその関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGSは、提供されたタツミの財務予測その他将来に関する情報が、タツミの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としております。

なお、AGSが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

AGSがDCF法による算定の前提としたタツミの事業計画において、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれて

おります。具体的には、電動化や自動化に対応する製品の受注拡大等により、営業利益において、2026年3月期、2027年3月期及び2028年3月期にそれぞれ前年度に対して30%以上の大幅な増益を見込んでおります。2026年3月期の増益は、ステアバイワイヤ向け製品の拡大及び電動車対応可能な既存品の増産並びに構造改革による生産性集約化及び人員適正化への取組みによるものです。2027年3月期の増益は、新規品である電動キャリブブレーキ向け製品、制御機能付製品及びサーマルマネジメント向け製品の受注開始によるものです。2028年3月期の増益及びフリー・キャッシュ・フローの増加は、電動キャリブブレーキ向け製品及び制御機能付製品の拡大並びに電動パーキングブレーキ向け製品の増産によるものです。また、タツミの財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提としたタツミの事業計画には加味されておりません。

2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第184条第3項第2号）

ミツバ及びタツミは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるミツバ株式を選択しました。

ミツバ株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日（2025年4月1日（予定））以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、タツミの株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日をもって、タツミはミツバの完全子会社となり、タツミ株式は2025年3月28日付で上場廃止（最終売買日は2025年3月27日）となる予定です。上場廃止後は、タツミ株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引をすることができなくなります。

タツミ株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりタツミの株主の皆様が割り当てられるミツバ株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時においてタツミ株式を244株以上保有し、本株式交換によりミツバ株式の単元株式数である100株以上のミツバ株式の割当てを受けるタツミの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、244株未満のタツミ株式を保有するタツミの株主の皆様には、ミツバ株式の単元株式数である100株に満たないミツバ株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、ミツバに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をミツバから買い増すことも可能です。詳細については、上記1.（1）「本株式交換に係る割当ての内容」（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.（1）「本株式交換に係る割当ての内容」（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、タツミの株主の皆様は、最終売買日である2025年3月27日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有するタツミ株式を従来通り取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

3. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第3項第3号）

両社は、ミツバが既にタツミ株式3,186,000株（2024年3月31日現在の発行済株式総数（6,000,000株）からタツミが保有する自己株式数（4,827株）を控除した株式数（5,995,173株）に占める割合にて53.14%）を保有し、タツミがミツバの連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ミツバ及びタツミは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、ミツバは、両社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2024年11月12日付けで、株式交換比率に関する算定書を

取得し、また、タツミは、両社から独立した第三者算定機関であるAGSを選定し、2024年11月12日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

各算定書の概要は上記1. (2) (イ)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率がミツバ又はタツミの株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

ミツバは、本株式交換の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を2024年7月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、タツミは、本株式交換の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を2024年7月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、両社との間で重要な利害関係を有しません。

③ タツミにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

タツミは、本株式交換に係るタツミの意思決定に慎重を期し、また、タツミの取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保するとともに、本株式交換の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性等について検討の上、当該取締役会において本株式交換を行う旨を決定することがタツミの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2024年8月6日開催の取締役会の決議に基づき、いずれもミツバと利害関係を有しておらず、タツミの社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている竹原正貴氏（弁護士、公認会計士、東京清新法律事務所）及び三澤益巳氏（糸井商事株式会社顧問）、並びに両社と利害関係を有しない独立した外部の有識者である須田雅秋氏（公認会計士、須田公認会計士事務所）の3名により構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、タツミは、当初からこの3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、

その上で、タツミは、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、（i）本株式交換の目的の合理性（本株式交換がタツミの企業価値の向上に資するかを含みます。）、（ii）本株式交換に係る条件（本株式交換比率を含みます。）の妥当性、（iii）本株式交換に係る手続の公正性、及び（iv）上記（i）乃至（iii）の観点から、本株式交換がタツミの少数株主にとって不利益なものでないか（以下（i）から（iv）までを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

なお、タツミの取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本株式交換に関する意思決定を行うこととし、本特別委員会が本株式交換はタツミの少数株主にとって不利益なものではないと判断しない限り、本株式交換を行わないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、（a）タツミの第三者算定機関、法務アドバイザー、財務アドバイザーその他のアドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）すること、（b）本特別委員会の第三者算定機関、法務アドバイザー、財務アドバイザーその他のアドバイザーを選任すること（この場合の専門的助言に係る合理的費用はタツミが負担するものとしております。）、（c）タツミの取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求め、及び（d）必要に応じて、本株式交換の条件等の交渉を行い、又は交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことの権限を付与することを決議しております。

本特別委員会は、2024年8月21日から2024年11月12日までに、委員会を合計10回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、タツミが選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS並びに法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、タツミから、タツミ及びタツミグループの事業概要、事業についての今後の見通し、本株式交換の実施についてタツミが考える意義・目的・メリット・デメリット、本株式交

換後の経営方針、株式交換比率の算定の前提となるタツミの事業計画の策定手続及び内容等についての説明を受け、質疑応答を行ったほか、ミツバから、ミツバ及びミツバグループの事業概要、ミツバグループにおけるタツミの位置づけ及びタツミの少数株主に対する構造的な利益相反の問題、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本株式交換によって見込まれるシナジー及びタツミの少数株主が負うこととなるミツバの事業リスクその他の影響の内容、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、タツミのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSから、本株式交換に係る割当比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行い、さらに、ミツバに対する財務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、タツミの法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本株式交換に係るタツミの取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、ミツバに対する財務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、ミツバとタツミの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、タツミに意見する等して、ミツバとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、本株式交換の決定はタツミの少数株主にとって不利益なものではない旨の本答申書を、2024年11月12日付で、タツミの取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(i) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換がタツミの企業価値の向上に資するかを含む。）

両社が有しているタツミを取り巻く事業環境、本株式交換の目的、タツミの経営課題についての現状認識及び本株式交換のシナジー等については、当委員会も同様の認識を有しており、当委員会として異存はない。

- タツミの属する自動車業界における事業環境の変化の中で、タツミの企業価値を向上するには、上場維持を目指してタツミの経営リソースを投下することは効果的でない懸念があり、また、近年株主から短期的視点による経営状態の改善・利益配当等を求める声が目立ち、株主の権利・利益保護の観点から、柔軟かつスピーディな企業運営に支障が発生しかねない上、投資家の短期志向も強まっており、長期的視点による経営改革の実施が困難となっている。タツミによれば、本株式交換によりミツバとタツミの少数株主の間の構造的な利益相反関係を完全に解消することができるため、従来であればコーポレートガバナンス上、実現にハードルがあったミツバグループの全体最適の施策を機動的に実施することが可能となり、加えて、タツミとミツバの更なる協業体制の強化による経営資源の有効活用、重複機能の解消による経営資源の最適な配分等、更に踏み込んだグループ一体化経営を実現することで、タツミグループを含んだミツバグループ全体の企業価値向上を目指すことができるとのことである。一方で、現在の上場会社であり少数株主が存在しているタツミの資本関係においては、タツミはミツバの連結子会社とはいえ、タツミの独立性の確保や少数株主の利益を尊重した事業運営が必要となり、タツミの経営資源の有用性及び取引としての客観的な公正性についてタツミの少数株主の利益も考慮した慎重な検討が必要となることから、タツミを含むミツバグループの経営の最適化によるシナジーの最大化が困難とのことである。また、タツミによれば、前期及び当期を含む直近の経営状況は芳しくなく、特に当期においては前期からも大幅な減益が見込まれており、このような状況においては、事業計画に沿った取組みの実施も困難となる可能性が否定できず、引き続き各種施策は行うものの、上場を維持することには相応のハードルがあると認識しているとのことである。今後タツミの当期第2四半期の決算公表により、かかる大幅な減益による赤字が明らかとなり、株価下落の可能性も想定されることから、タツミとしては、現時点で本株式交換を実施することがタツミの株主の利益に資すると考えているとのことである。一方で、タツミの事業継続、雇用維持等の観点からもミツバの完全子会社として経営状態の改善に向けた各種施策を実施することの重要性は高いと認識しているとのことである。
- 本株式交換によりタツミがミツバの完全子会社となった際には、経営資源の相互活用及び情報共有に制約がなくなることで、タツミ及びミツバの経営資源の最適化を行うことが可能となり、シナジー実現のための施策をより具体的に検討・実行できることが想定され、また、ミツバとしては、タツミをミツバの完全子会社とすることにより、タツミ取引先との取引条件の改定や外部負債にかかる金利引き下げの交渉等による、資

金繰りや収益改善策に取り組む予定とのことである。

以上の内容については、いずれも不合理な点は認められず、本株式交換を実施し、タツミがミツバの完全子会社となった上で、タツミとミツバとの間で、購買調達力を強化し、それぞれが保有する技術力を活用した開発力を強化し開発効率を向上させ、サプライチェーンを集約し効率化を図り、相互チャネルを活用した売上を拡大することは、ミツバグループ全体の事業の強化・拡大を図ることに資するだけでなく、タツミとしても、直近の減益が見込まれる経営状況を改善させ、タツミの持続的な成長及び企業価値の向上に資するものと認められ、また、本株式交換の実行後におけるタツミ従業員の雇用及び処遇は維持されることが想定されていることを踏まえ、当委員会は、本株式交換の目的は合理性を有するものであると判断するに至った。

(ii) 本株式交換に係る条件（本株式交換の株式交換比率を含む。）の妥当性

(ア) ①タツミより報告を受けた事業計画の作成経緯及び内容、並びにAGSより報告を受けた株式交換比率の算定方法について特段不合理な点は認められず、DCF法及び市場株価法により求められたタツミの株式価値並びに市場株価法により求められたミツバの株式価値の評価額及びそれに基づいて算定した株式交換比率に特段不合理な点はないものと認められること、②本株式交換比率は1:0.41で合意されているが、この株式交換比率は、AGSから取得した株式交換比率算定書に記載の市場株価法に基づく株式交換比率の算定レンジの上限を超え、かつDCF法に基づく株式交換比率の算定結果の範囲内でありその中央値を上回る合理的な水準にあり、本株式交換比率は前記の算定結果を考慮した上で合意されたものと認められ、このことに特段不合理な点は認められないこと、③本株式交換比率は、近年に実施された、本株式交換と類似する上場子会社の株式交換による完全子会社化事例における平均的なプレミアム水準と比較して遜色のない水準であると評価でき、加えて、本株式交換比率は、本特別委員会の粘り強い交渉により、当初のミツバからの提案に比べ、株式交換比率の増加を実現したものであり、また、直近3ヶ月又は6ヶ月の両社株式の市場株価の平均値を参照する場合には他社事例と比較して相応のプレミアムが付されていること（なお、タツミの少数株主にとっては直近ないし足下の株価との株式交換比率が重要な関心事であることから、直近の株価及び直近1ヶ月の両社株式の市場株価の平均値との関係では他社事例より必ずしも高いプレミアム水準にないことが、少数株主にとって不利益とならないかについて、仮に本株式交換比率を受け入れないものとして本株式交換を実施しない場合、実施した場合に比して少数株主にとってより望ましい結果となるかどうかという観点も含め、本特別委員会において重ねて検討を行った。本株式交換を実施しない場合、タツミは、引き続き上場維持を目指してタツミの経営リソースを投下することが想定され、他方で、①新分野・新規取引先の開拓による受注拡大、②不採算製品・ビジネスの見直し・撤退、③新規技術開発といった事業構造の大きな変革を推進していくために必要なコスト削減や、販売戦略、技戦略術、製造戦略強化による既存事業の収益確保及び新規事業の創造のための新規投資を、タツミの少数株主の利益に資するかという観点からも精査を行いながら推進する必要があるため、意思決定の柔軟性・迅速性の観点からも、業績や株価が飛躍的に向上することは想定しづらいと言わざるを得ない。このような検討を経て、本特別委員会としては、本株式交換比率がタツミの直近の株価及び直近1ヶ月の両社株式の市場株価の平均値との関係においては、他社事例と比較して必ずしも高いプレミアム水準にないとしても、少数株主が本株式交換によるシナジーの還元を十分に受けられる可能性があるのであれば、そのような選択をすることが少数株主にとっても望ましいと考えることにも合理性があると判断した。）、（イ）本株式交換の対価としてミツバ株式を交付することにより、タツミの少数株主は、ミツバ株式の取得を通じて、本株式交換後も、引き続きタツミを含むミツバグループの成長及び本株式交換により生じることが期待されるシナジーの実現による利益を享受することが可能であり、また、本株式交換の実施に際し、会社法の定める株式交換の手続が実施される予定であるところ、株式交換を含む組織再編に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、当該組織再編に反対する株主は、法定の手続を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能となっていることに加え、ミツバ株式は東京証券取引所プライム市場において取引が可能であることから、本株式交換後、随時現金化の機会も確保できることも踏まえれば、本株式交換の実施方法や対価の種類については、妥当と認められること、（ウ）タツミは、本株式交換に係る契約に関して、本株式交換比率に限らず、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所のレビューを依頼しているところ、本株式交換に係る契約に関して、特にタツミに不利な条件の存在は認められていないこと、（エ）後記のとおり、本株式交換に係る手続は、その条件を含め、2019年6月28日付で経済産業省が公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「M&A指針」という。）に準拠した形で

公正に行われたと判断でき、本株式交換に係るその他の取引条件についても、他のM&A事例と比較して、タツミの少数株主にとって不利益となる事情は特段認められないことに照らし、当委員会は、①本株式交換比率は公正かつ妥当なものと考えられ、②本株式交換比率以外の取引条件についても公正かつ妥当なものと考えられることから、当委員会としては、本株式交換に係る取引条件（本株式交換比率を含む。）は妥当であると判断するに至った。

(iii) 本株式交換に係る手続の公正性

(ア) タツミ取締役会は、本株式交換の是非を検討するに際して、2024年8月6日に当委員会を設置し、当委員会が本株式交換の決定をタツミの少数株主にとって不利益なものでないと判断しない限り、本株式交換に賛同せず、本株式交換に係る株式交換契約を締結しないこととしていること、(イ) タツミは、ミツバとの間で本株式交換の取引条件について交渉するにあたっては、当委員会に適時にその状況を報告しており、当委員会は、ミツバに対する協議及び交渉の進め方やミツバに伝達すべき内容についてタツミに示唆及び助言し、当該交渉について重要な局面で指示及び要請を行うとともに、複数回にわたりタツミ並びにファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるAGS及び法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所との間で直接に質疑応答を実施し、協議・交渉を行う等をしたこと、(ウ) タツミは、両社及び本株式交換の成否から独立したAGSを本株式交換のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として選任して、本株式交換における意思決定過程その他の留意点に関する専門的助言を受けAGSから株式交換比率算定書を取得し、また、両社及び本株式交換の成否から独立した西村あさひ法律事務所を本株式交換の法務アドバイザーとして選任し、本株式交換における意思決定過程その他の留意点に関する専門的助言を受けていること、(エ) タツミの取締役のうち、大川文夫氏は、ミツバに在籍していた期間が30年以上にわたり、かつ、2024年9月までミツバに在籍していたことに鑑み、利益相反を回避するため、タツミの取締役会における本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、タツミの立場において本株式交換の協議及び交渉には一切参加しておらず、また、タツミは、その他本株式交換に関する協議及び交渉の過程において、特別の利害関係を有する者を関与させていないこと（なお、タツミの取締役のうち伏島利行氏は1986年4月から2018年1月までミツバに在籍していたが、2018年1月にミツバを退職し、以降、タツミグループを除くミツバグループの役職員を兼任していないことから、ミツバとの関係で利益相反が生じるおそれは限定的と考えられ、また、三浦孝広氏は1982年3月から2018年3月までミツバに在籍していたが、2018年3月にミツバを退職するとともに2018年4月にタツミの執行役員に就任し、以降、タツミグループを除くミツバグループの役職員を兼任していないことから、ミツバとの関係で利益相反が生じるおそれは限定的と考えられる。）、(オ) タツミは、2024年11月13日開催のタツミ取締役会において、前記の大川文夫氏を除く取締役（監査等委員を含む。）6名全員が出席して審議の上、出席した取締役の全員一致で、本株式交換の実施を承認する旨を決議する予定であること、(カ) タツミは、本株式交換に際して、M&Aにおいて他の潜在的な買収者による対抗的な買収提案が行われる機会を確保すること（以下「マーケット・チェック」という。）を積極的には行っていないものの、本株式交換にあたって積極的なマーケット・チェックが公正性担保措置として機能する可能性は低くこれを実施する必要性が高いとは認められず、一方で、積極的なマーケット・チェックを実施することにより、競合他社等への企業秘密等の情報流出のおそれや、取引状況の漏洩等による事業や株価への悪影響といったデメリットも想定されることから、積極的なマーケット・チェックが実施されていないことが、本株式交換の手続の公正性に疑義を生じさせるものではないと考えられること、加えて、本株式交換は、本株式交換の対外公表を予定している11月中旬から本株式交換の決議を行うタツミ臨時株主総会（2025年1月30日（予定））までに一定の期間が空くことが予定されており、タツミとミツバとの間で対抗的買収提案者との間で接触等を行うことを制限するような合意等は締結されていないこと、また、ミツバは、過去にタツミ株式の第三者への売却も含めたタツミ株式の保有方針の検討を行っていたことも踏まえると、本株式交換にあたっては、間接的なマーケット・チェックは十分機能すると考えられ、タツミ及びミツバにおいて積極的なマーケット・チェックに係る施策を実施していないとしても、不合理とは認められないと考えられること、(キ) 少数株主の過半数の賛同を得て本株式交換を実施すべきか否か（以下「マジョリティ・オブ・マイノリティ」という。）については、本株式交換にあたっては、タツミにおいて株主総会特別決議が必要となり、タツミ少数株主が意思決定に関与する機会があること、マジョリティ・オブ・マイノリティを本株式交換の実行の前提条件に設定すると、本株式交換の成立が不安定となり、かえって本株式交換に賛同する少数

株主の利益に資さない可能性もあること等から、本株式交換においてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本株式交換の手續の公正性を損なうものではないと考えられること、(ク)本株式交換においては適切な情報開示がなされる予定であることに照らし、本株式交換の決定に際しては、M&A指針に定められる各公正性担保措置に則った適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらない。したがって、本株式交換に係る手續の公正性は確保されていると判断するに至った。

(iv) 本株式交換の決定がタツミの少数株主にとって不利益なものでないか

前記検討結果を総合的に勘案し、タツミ取締役会による本株式交換の決定は、タツミの少数株主にとって不利益なものではないものと判断するに至った。

④ タツミにおける利害関係を有しない取締役（監査等委員であるものを含む。）全員の承認

本株式交換に関する議案を決議した2024年11月13日開催のタツミの取締役会においては、タツミの取締役7名のうち、大川文夫氏はミツバに在籍していた期間が30年以上に亘り、かつ、2024年9月までミツバに在籍していたことに鑑み、利益相反を回避する観点から、大川文夫氏を除く他の6名の取締役（監査等委員であるものを含まず。）で審議し全員の賛成により決議しております。なお、同じく利益相反を回避する観点から、大川文夫氏は、タツミの立場において本株式交換の協議及び交渉には参加していません。

タツミの取締役のうち伏島利行氏は1986年4月から2018年1月までミツバに在籍していましたが、2018年1月にミツバを退職し、以降、タツミグループを除くミツバグループの役職員を兼任していないことから、ミツバとの関係で利益相反のおそれは小さいものと判断しております。また、取締役のうち三浦孝広氏は1982年3月から2018年3月までミツバに在籍していましたが、2018年3月にミツバを退職するとともに2018年4月にタツミの執行役員に就任し、以降、タツミグループを除くミツバグループの役職員を兼任していないことから、ミツバとの関係で利益相反のおそれは小さいものと判断しております。

4. 株式交換完全親会社となるミツバの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項、会社法第768条第1項第2号イ）

本株式交換により増加するミツバの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条第2項の規定に従いミツバが別途適当に定める額とします。かかる取扱いは、法令及びミツバの資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

別紙3（ミツバの定款の定め）

次頁以降をご参照ください。

定 款

株式会社 ミツバ

株式会社 ミツバ 定 款

(2024年6月28日改正)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社ミツバと称する。

2. 英文ではMITSUBA Corporationと表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 小型電気機器及び電気通信機器並びにその部品の製造販売及び修理
- 電子応用機器、各種制御機器及びその他の機械器具、装置並びにその関連部品の製造販売及び修理
- 自動車部品並びに用品の開発及び販売
- 合成樹脂成形加工及び販売
- 電気通信事業法に基づく付加価値通信網サービス、情報処理サービス並びにコンピュータのハードウェア及びソフトウェアの開発、製造、売買及び賃貸
- 情報処理技術者要員の教育、訓練、指導及び派遣
- 情報処理システムの導入及び運用に関するコンサルティング並びに保守及び運用管理
- 一般区域貨物自動車運送及び自動車運送取扱並びに倉庫業
- 電気工事業
- 土木建築工事業並びに建設機械賃貸及び仲介
- 不動産並びに設備機具、治具、工具、車両等の売買、賃貸、仲介及び管理
- 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び損害保険代理業
- 化学分析その他各種分析、測定、開発、評価及び研究の受託並びにこれらに関するコンサルティング
- 経理事務及び給与計算受託代行業務、社員寮等厚生施設の管理受託業務、各種企業の職業適性並びに能力開発及び業務研修の請負
- ファクタリング業務、金銭の貸付け等の金融業務、集金代行業務、有価証券の売買及び保有に関する業務
- 工業所有権及びノウハウの売買、実施許諾、技術情報及び法規情報の調査及びコンサルティング
- 求人並びに採用及び労務に関するコンサルティング業務
- 企業に対する経営の判断及び総合指導
- 企業活動に伴う広報業務の受託
- 医療用機器の製造及び販売
- 労働者派遣事業
- 発電事業及びその管理・運営並びに売電に関する事業
- 農業及び農業関連事業
- 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を群馬県桐生市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は1億5千万株とする。

当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。

普通株式	1億5千万株
D種種類株式	200株

(単元株式数)

第6条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、D種種類株式の単元株式数は1株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当社に請求することが出来る。

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの他、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することが出来る株主とする。

2. 前項の他、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することが出来る株主又は登録株式質権者として行うことが出来る。

第2章の2 D種種類株式

(D種優先配当金)

第11条の2 当社は、第40条第2項の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株式を有する株主（以下、「D種種類株主」という。）又はD種種類株式の登録株式質権者（以下、「D種種類株式登録質権者」といい、D種種類株主と併せて「D種種類株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株式登録質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、D種優先配当金として、D種種類株式1株につき、D種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払D種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率7.8%を乗じて算出した金額について、当該期末配当の基準日の属する

事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下、「D種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該期末配当の基準日から当該期末配当が行われる日までの間に、当社がD種種類株式を取得した場合、当該D種種類株式につき当該基準日に係る期末配当を行うことを要しない。

2. ある事業年度において、D種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合のD種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下、「未払D種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

3. 当社は、D種種類株主等に対して、D種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

（D種期中優先配当金）

第11条の3 当社は、第40条第2項及び第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下、「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下、「期中配当」という。）を行うときは、当該期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株主等に対して、普通株主等に先立ち、D種種類株式1株につき、D種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払D種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率7.8%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下、「D種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がD種種類株式を取得した場合、当該D種種類株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

（残余財産の分配）

第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、D種種類株主等に対して、普通株主等に先立って、D種種類株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「D種償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済D種優先配当金」を「解散前支払済D種優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたD種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたD種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済D種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済D種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2. D種種類株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

（金銭を対価とする取得請求権）

第11条の5 D種種類株主は、いつでも、当社に対し、会社法第461条第2項所定の分配

可能額を取得の上限として、法令上可能な範囲で、D種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下、「D種償還請求」という。）ができる。当社は、かかる請求（以下、D種償還請求がなされた日を「D種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとする。なお、D種償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われ、請求のあったD種種類株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

2. D種種類株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済D種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済D種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

（基本償還価額算式）

基本償還価額=50,000,000円×(1+0.078)^{m+n/365}

払込期日（同日を含む。）からD種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.078)」の指数を表す。

（控除価額算式）

控除価額=償還請求前支払済D種優先配当金×(1+0.078)^{x+y/365}

「償還請求前支払済D種優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたD種優先配当金（D種償還請求日までの間に支払われたD種期中優先配当金を含む。）の支払金額とする。

償還請求前支払済D種優先配当金の支払日（同日を含む。）からD種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.078)」の指数を表す。

3. 本条第1項に基づくD種償還請求の効力は、D種種類株式に係る償還請求書が当社本店に到着したときに発生する。

（金銭を対価とする取得条項）

第11条の6 当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、本条において「D種強制償還日」という。）の到来をもって、D種種類株主等の意思にかかわらず、D種種類株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。D種種類株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法により取得株式数を決定する。D種種類株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「D種償還請求日」を「D種強制償還日」と、「償還請求前支払済D種優先配当金」を「強制償還前支払済D種優先配当金」（D種強制償還日までの間に支払われたD種優先配当金（D種強制償還日までの間に支払われたD種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。なお、強制償還前支払済D種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済D種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第11条の7 D種種類株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、本条所定の条件に従って、当社に対し、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求すること（以下、「D種転換請求」といい、D種転換請求

がなされた日を「D種転換請求日」という。)ができる。

2. 本条に基づき、当社がD種種類株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種種類株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(交付株式数算式)

D種種類株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数

= D種種類株主が取得を請求したD種種類株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「D種償還請求日」を「D種転換請求日」と、「償還請求前支払済D種優先配当金」を「転換請求前支払済D種優先配当金」(D種転換請求日までの間に支払われたD種優先配当金(D種転換請求日までの間に支払われたD種優先期中配当金D種を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)÷転換価額

転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、1,344円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2024年12月末日以降の毎年6月末日及び12月末日(以下本条において、個別に又は総称して「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下、本条において「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が708円(以下、本条において「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下、本条において「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、D種種類株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

調整後転換価額

= 調整前転換価額×(既発行普通株式数+(交付普通株式数×1株当たりの払込金額)÷時価)÷(既発行普通株式数+交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発

行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

(b) 転換価額調整式によりD種種類株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本ハにおいて同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交

付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各D種種類株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 転換請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

4. 本条第1項に基づくD種転換請求の効力は、D種種類株式に係る転換請求書が前項に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(議決権)

第11条の8 D種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割等)

第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、D種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。D種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが出来る。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により会長又は社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 会長及び社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、代理人をもってその議決権を行使することが出来る。

但し、代理人は議決権を有する株主1名に限る。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第16条の2 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2. 第12条、第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

3. 第15条の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は8名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議において選任する。

2. 法令又は本定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員の補欠者（以下、「補欠者」という。）を選任することが出来る。

3. 前二項の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

4. 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

5. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 20 条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

（代表取締役、役付取締役、相談役及び顧問）

- 第 21 条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員を除く。）の中から会長、社長及び副社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことが出来る。
 4. 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことが出来る。

（取締役会の招集権者及び議長）

- 第 22 条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により会長又は社長がこれを招集し、その議長となる。
2. 会長及び社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
 3. 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することが出来る。

（取締役会の招集通知）

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までにこれを発するものとする。
- 但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することが出来る。
2. 取締役会は、取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開催することが出来る。

（取締役会の決議の方法）

- 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることが出来る取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。
2. 当社は、取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項の議決に加わることが出来る者に限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

- 第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することが出来る。

（取締役会規程）

- 第 26 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

- 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

（責任免除）

- 第 28 条 当社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。
- 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 執行役員

（選任）

- 第 29 条 当社は取締役会の決議により執行役員を置き、当社の業務執行にあたらせることが出来る。
2. 執行役員に関する取決めについては、執行役員規定による。

第 6 章 監査等委員会

（監査等委員会の設置）

- 第 30 条 当社は監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）

- 第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することが出来る。

（監査等委員会の招集通知）

- 第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。
- 但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することが出来る。
2. 監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することが出来る。

（監査等委員会の決議の方法）

- 第 33 条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることが出来る監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会規定）

- 第 34 条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

第 7 章 会計監査人

（会計監査人の設置）

- 第 35 条 当社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

- 第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

（任 期）

- 第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

- 第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

第 8 章 計 算

（事業年度）

- 第 39 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等）

第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

2. 当社は、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当をすることが出来る。

3. 前二項のほか、当社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 配当金が、支払開始の日から満 3 ヶ年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の配当金には利息を付さないものとする。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第 71 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することが出来る。

2. 第 71 回定時株主総会前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条 2 項の定めるところによる。

別紙4（ミツバの最終事業年度に係る計算書類等の内容）

次頁以降をご参照ください。

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、成長軌道を維持しているものの、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東での紛争によるサプライチェーンの混乱、また世界的な金融引き締めによる景気減速懸念、円安進行などが影響を及ぼしました。国内においては、材料・エネルギー価格の高止まりと円安に伴う物価上昇があるものの、経済対策により民間投資や個人消費が拡大し、緩やかな回復基調を維持しました。

自動車業界におきましては、2023年のグローバル四輪車販売が暦年で90,079千台（前年比11.2%増）となりました。米国は、暦年で15,608千台（前年比12.3%増）と2年ぶりに前年を上回りました。欧州は半導体供給不足からの回復により、暦年で12,847千台（前年比13.6%増）と2年ぶりに前年を上回りました。中国は政策支援や販促活動の活発化などにより、暦年で30,094千台（前年比12.0%増）と3年連続で前年を上回りました。日本においては、2023年度は4,529千台（前年度比3.3%増）と2年連続で前年を上回りました。登録車は2,903千台（前年度比7.8%増）と2年連続で増加、軽自動車は1,625千台（前年度比4.0%減）と2年ぶりに減少となりました。

また、グローバル二輪車販売は、最大市場であるインドが新型コロナウイルス感染症の収束などにより、暦年で17,075千台（前年比9.4%増）と3年連続で前年を上回りました。インドネシアは下期に挽回し、暦年で6,237千台（前年比19.5%増）と3年連続で前年を上回りました。

日本は、原付第二種と軽二輪車の増加により、2023年度で377千台（前年度比3.9%増）と2年ぶりに前年を上回りました。

このような状況の下、当社グループにおきましては、当期から新たな中期経営計画（2023年度-2027年度）をスタートし、「モビリティ進化への対応」、「経営基盤の強化」、「財務体質の健全化」を重点施策として、計画達成に向け諸施策を推進しております。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、半導体供給の改善による自動車生産の回復を背景とした販売増に加え、為替影響もあり、連結売上高は3,441億54百万円（前期比7.7%増）、連結営業利益は211億52百万円（前期比214.8%増）、連結経常利益は223億44百万円（前期比269.4%増）といずれも前年を上回りました。また、トルコの子会社について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い、当期より会計上の調整をした結果、30億40百万円の特別損失を計上しております。一方、政策保有株式の売却益として11億47百万円などの計上があったため、税金等調整前当期純利益は185億16百万円（前期比216.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は137億41百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益11億85百万円）と前年を大きく上回りました。

事業の種類別セグメント業績は次のとおりであります。

輸送用機器関連事業は、前述のとおり、売上高は3,232億98百万円（前期比7.9%増）、セグメント利益は186億14百万円（前期比307.8%増）といずれも前年を上回りました。

情報サービス事業は、警察向け、自治体向け、ガス事業者向け、製造業向けのソフトウェア開発・システム販売が堅調に推移したことから、売上高は181億71百万円（前期比5.4%増）となり、セグメント利益は18億34百万円（前期比4.2%増）となりました。

その他事業は、主に用品販売事業の売上減少により、セグメント全体では、売上高は64億44百万円（前期比3.8%減）となり、セグメント利益は6億97百万円（前期比84.9%増）となりました。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度は、新製品の量産対応や既存製品の増産対応を中心とした投資を行った結果、103億80百万円の設備投資を実施いたしました。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度における主な資金調達は、長期借入金の借換え資金として396億円の借入を実施したほか、資金調達枠維持のため、コミットメントライン契約（極度額150億円）のコミットメント期間を更新しております。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 76 期 (2021年 3 月期)	第 77 期 (2022年 3 月期)	第 78 期 (2023年 3 月期)	第 79 期 (当連結会計年度) (2024年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	269,202	286,482	319,500	344,154
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	732	83	1,185	13,741
1 株当たり当期純利益 (円)	16.36	1.87	26.49	293.62
総 資 産 (百万円)	343,136	342,750	328,452	357,492
純 資 産 (百万円)	76,217	88,201	86,958	122,581
1 株当たり純資産額 (円)	847.31	1,052.91	1,143.28	1,922.39

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 76 期 (2021年 3 月期)	第 77 期 (2022年 3 月期)	第 78 期 (2023年 3 月期)	第 79 期 (当事業年度) (2024年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	126,525	130,679	138,512	158,722
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	△1,734	2,768	△466	12,806
1 株 当 た り 当期純利益または 当期純損失 (△) (円)	△38.76	61.86	△10.42	272.74
総 資 産 (百万円)	245,512	236,069	221,571	232,664
純 資 産 (百万円)	40,507	42,320	34,736	50,297
1 株当たり純資産額 (円)	448.16	478.60	427.57	775.27

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社両毛システムズ	群馬県桐生市	1,966百万円	51.3%	情報処理サービス、システム機器の開発・販売
株式会社タツミ	栃木県足利市	715百万円	53.1%	自動車部品の製造・販売
東日本ダイカスト工業株式会社	群馬県高崎市	70百万円	100.0%	アルミダイカスト部品の鋳造、切削加工
株式会社モミモ	群馬県桐生市	90百万円	100.0%	プラスチック部品・自動車部品の製造
株式会社東葉電機製作所	群馬県みどり市	70百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社サンユウ	群馬県桐生市	100百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社ミツパロジスティクス	群馬県桐生市	70百万円	100.0%	運輸・倉庫業
株式会社ミツバサンコーワ	群馬県桐生市	50百万円	100.0%	自動車部品・用品の開発・販売
株式会社三興エンジニアリング	群馬県桐生市	495百万円	100.0%	電気・建築・土木工事、生産設備等の設計・製作
株式会社オフィス・アドバン	群馬県桐生市	50百万円	100.0%	経理・人事事務受託代行業務、貸金業
株式会社両毛ビジネスサポート	群馬県桐生市	30百万円	100.0%	IT教育、ヘルプデスク、ビジネスプロセスアウトソーシング

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アメリカン・ミツバ・コーポレーション	アメリカ	81百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売、マーケティング
コルポラシオン・ミツバ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ	174百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ	24百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ド・ブラジル・リミターダ	ブラジル	44百万 ブラジルレアル	100.0%	二輪車部品の製造・販売
ミツバ・オートパーツ・ド・ブラジル・インダストリア・リミターダ	ブラジル	61百万 ブラジルレアル	98.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・イタリア・エス・ピー・エー	イタリア	1百万 ユーロ	85.0%	二輪車部品の製造・販売
ミツバ・オートモーティブ・システムズ・オブ・ヨーロッパ・ケー・エフ・ティー	ハンガリー	10百万 ユーロ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・マニュファクチュアリング・フランス・エス・エー	フランス	5百万 ユーロ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・マニュファクチュアリング・モロッコ・エス・エー・アール・エル・エー・ユー	モロッコ	49百万 モロッコディルハム	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ルス・エル・エル・シー	ロシア	640百万 ロシアルーブル	90.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ターキー・オートモティブ・エー・エス	トルコ	987百万 トルコリラ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・フィリピンズ・コーポレーション	フィリピン	56百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・インドゥー・プライベート・リミテッド	インド	12,000百万 インドルピー	99.9%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
ミツバ・ベトナム・カンパニー・リミテッド	ベトナム	1,354,311百万 ベトナムドン	95.8%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ピーティー・ミツバ・インドネシア	インドネシア	59,144百万 インドネシアルピア	70.0%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
ピーティー・ミツバ・オートモティブ・パーツ・インドネシア	インドネシア	10百万 USドル	67.5%	自動車部品の製造・販売
ピーティー・タツミ・インドネシア	インドネシア	125,412百万 インドネシアルピア	100.0%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
広州三葉電機有限公司	中国	265百万 人民元	66.6%	自動車部品の製造・販売
広州三葉電機（武漢）有限公司	中国	220百万 人民元	100.0%	自動車部品の製造・販売
三葉電器（大連）有限公司	中国	512百万 人民元	100.0%	自動車部品の製造・販売
三葉士林電機（武漢）有限公司	中国	53百万 人民元	55.0%	自動車部品の製造・販売
三葉電機（香港）有限公司	中国	3百万 USドル	100.0%	自動車部品等の輸出入販売、マーケティング

- (注) 1. 当社の議決権比率には当社の子会社が保有する議決権を含んでおります。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 3. 2024年3月14日開催の取締役会において、当社が保有する株式会社ミツバロジスティクスの全株式をニッコンホールディングス株式会社へ譲渡することを決議し、2024年4月1日付で譲渡しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、原材料高騰や賃金上昇、自動車業界の電動化に向けた商品変化、等の厳しい経営環境がある一方、当社のコア技術が活かせる電動化ニーズの高まりを機会と捉え、2023年度より新たな中期経営計画をスタートしました。その中期経営計画では、「モビリティ社会の期待に応え持続的成長企業へ」をスローガンとして、①モビリティ進化への対応、②経営基盤の強化、③財務体質の健全化を柱とする3つの経営方針を定め、ミツバビジョン2030の実現に向けグループ一丸となり推し進めております。

① モビリティ進化への対応

技術の進化、ライフスタイルの変化に対応しモビリティに求められる要求も高度化されてきています。特に電動化分野においては従来にはなかったニーズや新たなプレイヤーが出現していることで、新規のビジネスチャンスが広がっております。一方、CASE（Connected：接続性、Autonomous：自動運転、Shared & Service：シェアとサービス、Electric：電動化、という、自動車をめぐる新しい技術・サービスを表す4つの英単語の頭文字を並べた造語）対応はエリア別での時間軸の差が顕著になっておりますが、将来的には着実に進む領域と捉え、当社のコア技術であるモータ技術と制御技術の進化・融合によりこれらの期待に対応してまいります。

② 経営基盤の強化

これまで収益管理の高度化や構造改革による企業体質の強化を進めた結果、一定の成果が出てまいりました。引き続き、グローバル品質コストの最適化やPSI（生産、販売、在庫）管理の高度化といった基本的な管理体制の強化や、グローバルでの生産供給体制の再構築により、強固な経営基盤を築いてまいります。

③ 財務体質の健全化

モビリティ進化への対応や製品競争力の向上、経営基盤の強化によりキャッシュフロー改善を図り、財務の健全化に取り組んでまいります。財務規律を維持しながら、成長分野への経営資源シフトを推し進め、将来の事業を支える強い財務基盤の構築を継続してまいります。

世界のモビリティ進化やモータ需要は益々拡大・複雑化し、当社にとってはビジネスチャンスに繋がる新しいテーマも増えてまいりました。一方、モビリティ進化のスピードや求められる製品はエリアごとの取り巻く環境により変化が生じております。今後も「世界の人々に喜びと安心を提供する」という当社理念のもと、脱炭素社会への貢献を掲げたミツバビジョン2030の達成に向け、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの強化により、社会の期待に応え、信頼される企業となるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループの事業内容および主要な商品は次のとおりであります。

事業内容	区分	主要な商品
輸送用機器関連事業	四輪事業	(視界系) ワイパーシステム、ウインドシールドウォッシャーシステム
		(利便快適系) パワーウインドウモーター、パワーシートモーター ルーフモーター、パワースライドドアシステム パワーテールゲート、ホーン、リレー
		(始動系) スターターモーター
	二輪事業	(二輪・汎用電装) スターターモーター、ACジェネレーター ACGスターター、フューエルポンプモジュール ホーン、リレー、ランプ類
		(応用機器) 小型電動車両用各種駆動モーター
	電動化ソリューション事業	(エンジン補機・走行制御系) ファンモーター、電動オイルポンプ 電動パワーステアリングモーター 電動サーボブレーキモーター、電子制御スロットルモーター
情報サービス事業	—	システムインテグレーションサービス、システム開発 ソフトウェア開発、受託代行業務
その他事業	—	自動車部品・用品の開発・販売、受託代行業業、貸金業 電気工事業、土木建設業

(6) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

名	称	所	在	地
本社	／研究開発センター	群馬県	桐生市	
厚木	研究開発センター	神奈川県	厚木市	
仙台	研究開発センター	宮城県	仙台市	
浜松	営業所	静岡県	浜松市	
名古屋	営業所	愛知県	名古屋市	
赤城	工場	群馬県	みどり市	
新里	工場	群馬県	桐生市	
鬼石	工場	群馬県	藤岡市	
利根	工場	群馬県	沼田市	
富岡	工場	群馬県	富岡市	
福島	工場	福島県	田村市	

② 子会社

5頁から7頁の(3) 重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
22,665名 (2,743名)	595名減 (122名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、準社員・契約社員を含んでおります。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含んでおります。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性 2,408名	35名減	43.30歳	19.82年
女性 797名	4名増	38.88歳	16.68年
合計または平均 3,205名	31名減	42.20歳	19.04年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、準社員・契約社員を含んでおります。) であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	41,937百万円
株式会社三菱UFJ銀行	24,727百万円
株式会社みずほ銀行	22,851百万円
株式会社三井住友銀行	16,798百万円
株式会社群馬銀行	15,366百万円
株式会社足利銀行	10,917百万円
株式会社商工組合中央金庫	10,636百万円
株式会社日本政策投資銀行	9,754百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2024年3月14日開催の取締役会において、当社が保有する株式会社ミツバロジスティクスの全株式をニッコンホールディングス株式会社へ譲渡することを決議し、2024年4月1日付で譲渡いたしました。

本件譲渡により、ミツバロジスティクスは当社の連結範囲から除外されることとなります。

2. 会社の現況

(1) 株式の現況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数および発行可能種類株式総数		
イ. 発行可能株式総数		150,000,000株
ロ. 発行可能種類株式総数	普通株式	150,000,000株
	A種種類株式	15,000株
	B種種類株式	6,000株
	C種種類株式	5,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	45,581,809株
	(うち、自己株式数)	826,041株
	A種種類株式	10,000株
	C種種類株式	5,000株
③ 株主数	普通株式	18,478名
	A種種類株式	1名
	C種種類株式	1名
④ 大株主		

株 主 名	持 株 数 (普通株式)	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,969千株	8.87%
ミツバ取引先企業持株会	2,256千株	5.04%
株式会社横浜銀行	2,199千株	4.91%
日産自動車株式会社退職給付信託口座 信託受託者 みずほ信託銀行株式会社 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,742千株	3.89%
本田技研工業株式会社	1,662千株	3.71%
有限会社サンフィールド・インダストリー	1,550千株	3.46%
セコム損害保険株式会社	1,343千株	3.00%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,060千株	2.37%
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,038千株	2.32%
株式会社足利銀行	1,009千株	2.25%

(注) 持株比率は自己株式 (826,041株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社定款に基づくA種種類株式およびC種種類株式に付されている普通株式を対価とする取得請求権およびA種種類株式に付されている金銭およびB種種類株式を対価とする取得請求権（以下、総称して「取得請求権」という。）について、当社と種類株式の株主であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合（以下、「JISファンド」という。）との間で締結した引受契約（以下、「本引受契約」という。）において、2024年7月1日以降においてのみ行使できるとの転換制限が付されておりますが、一定の転換制限解除事由が発生した場合には、2024年7月1日の到来前であっても、JISファンドは取得請求権を行使することができることが合意されております。

また、当社定款において、A種種類株式、B種種類株式およびC種種類株式（以下、総称して「本種類株式」という。）には譲渡制限が付されておきませんが、本引受契約上、JISファンドは、2024年6月30日までの間に本種類株式を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会による承認が必要とされているものの、一定の譲渡制限解除事由が発生した場合には、2024年7月1日の到来前であっても、当社の取締役会による承認を経ずに本種類株式を第三者に譲渡することができることが合意されております。

2023年3月期の当社の連結営業利益の額が本引受契約に規定する水準に達しなかったため、転換制限解除事由および譲渡制限解除事由（以下、総称して「転換制限解除事由等」という。）が生じております。

なお、転換制限解除事由等が生じましたが、当社はJISファンドより当面の間、取得請求権の行使または第三者への譲渡の予定はないことを現時点で確認しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

氏 名	会 社 に お け る 地 位	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
北 田 勝 義	代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員	事業統括 品質保証管掌
武 信 幸	代 表 取 締 役 員 副 社 長 執 行 役 員	管理統括 経営企画統括 桐生中小企業福祉事業協同組合 代表理事
日 野 貞 実	取 締 役 員 取 専 務 執 行 役 員	事業副統括 四輪事業責任者 情報システム統括
杉 山 雅 彦	取 締 役 員 取 常 務 執 行 役 員	財務統括
駒 形 崇	取 締 役	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 取締役
木 内 啓 治	取 締 役 員 (常 勤 監 査 等 委 員)	
段 谷 繁 樹	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	双日株式会社 顧問
丹 治 宏 彰	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	曙ブレーキ工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)
中 井 陽 子	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	弁護士 ルーチェ法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役駒形崇氏は、社外取締役であります。
 2. 監査等委員である取締役段谷繁樹、丹治宏彰、中井陽子の各氏は、社外取締役であります。
 3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門との十分な連携を可能にするため、木内啓治氏を常勤の監査等委員である取締役に選定しております。
 4. 当社は監査等委員である取締役段谷繁樹、丹治宏彰、中井陽子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。
当該保険契約によりその被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および争訟費用等が補填されることとなります。
ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が利益または便宜の提供を違法に得た場合や犯罪行為または法令違反行為等であることを認識して行った場合には補填の対象としていないこととしております。
- ④ 取締役の報酬等
イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した金銭による報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する月例固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役および監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。
取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。なお、業績連動報酬等の割合は、役位に応じた上記の月例固定報酬に対して30%相当としております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を2016年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額600百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役は3名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定につき、取締役会の委任決議にもとづき代表取締役社長 社長執行役員（事業統括および品質保証掌管）である北田勝義がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等としての賞与の評価配分としております。なお、委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、原案は、指名・報酬委員会でも審議され、その結果の答申を得ております。監査等委員会は、当該権限の適切性について意見陳述権の行使等による判断をしております。

なお、2022年10月より取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しました。指名・報酬委員会では、取締役報酬制度に係る方針決定および個人別の報酬等の内容の決定について審議を行い、取締役会がその答申結果を尊重することで、決定手続きの客観性、透明性の向上に努めております。

二. 取締役報酬等の総額

区分	支給額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	93百万円 （3百万円）	76百万円 （3百万円）	16百万円 （1百万円）	5名 （1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	36百万円 （21百万円）	36百万円 （21百万円）	1百万円 （1百万円）	4名 （3名）
合（うち社外取締役）計	129百万円 （25百万円）	113百万円 （25百万円）	16百万円 （1百万円）	9名 （4名）

- (注) 1. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経營業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として毎年、一定の時期に支給します。選定する業績指標とその目標値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。なお、業績指標の実績は4頁の(2)企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移の①企業集団の営業成績および財産の状況の推移に記載のとおりです。
2. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役駒形崇氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の取締役を兼任しており、同社を無限責任組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有限責任組合は、当社との間で引受契約を締結しており、当該契約に基づきA種種類株式10,000株およびC種種類株式5,000株を保有しております。
- ・監査等委員である取締役段谷繁樹氏は、双日株式会社の顧問を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査等委員である取締役丹治宏彰氏は、曙ブレーキ工業株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査等委員である取締役中井陽子氏は、ルーチェ法律事務所の代表を兼務しておりますが、同所と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席回数		発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会 (12回開催)	監査等委員会 (12回開催)	
駒形 崇	取締役	12回 (100 %)	-	主に金融や企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、グローバルかつ多様な視点から経営全般を監督する役割を果たしております。
段谷 繁樹	取締役 (監査等委員)	12回 (100 %)	12回 (100 %)	主に企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社の役員人事および役員報酬を審議する指名・報酬委員会の委員長を務めており、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
丹治 宏彰	取締役 (監査等委員)	12回 (100 %)	12回 (100 %)	主にメーカー等の企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、その企業経営に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。
中井 陽子	取締役 (監査等委員)	12回 (100 %)	12回 (100 %)	弁護士としての豊富な経験と専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、企業法務に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 新宿監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	105百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、経理部門および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の過去の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査方針および監査計画について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれら合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性や職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案し、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ①当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - (1) 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「ミツバ理念」に基づき行います。
 - (2) 当社は、当社の社会的責任履行と持続的な成長を主題とする「ESG会議」を設置し、リスクマネジメントや法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。
 - (3) 当社は、当社グループが社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底を図ります。
 - (4) 当社は、グループの業務執行状況について業務執行から独立した組織である監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
 - (5) 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、「ミツバなんでも相談窓口」を社内および社外法律事務所に常設いたします。
- ②当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。
- ③当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - (1) 当社は、リスク管理に係る社内規定として「グループコンプライアンス・リスクマネジメント規定」を制定し、発生し得る損失危機に対応するための取組みを進めております。また、当社グループの損失危機に対する対応の周知と徹底を図ります。
 - (2) 当社は、グループとしてのBCP（事業継続計画）について、全社会議体である「ESG会議」の下に「BCP委員会」を設け、適切な管理体制を整備いたします。また商品の生産から販売までのリスクを扱う組織として「生販会議」を設置し、商品安定供給および防災の観点からリスクの洗い出しや必要とされる施策を実行いたします。

- ④当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- (1) 当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。また、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置し、取締役等の指名、報酬に関する客観性と透明性を高めるため、委員会から取締役会への答申・助言を受けます。
 - (2) 当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」等を設け業務執行の迅速化を図ります。
 - (3) 当社ならびに当社グループ各社は、中期（５年間）および単年度の事業計画を策定し、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な諸施策を立案し実行いたします。
 - (4) 当社は、「グループ方針管理規定」に基づき当社グループの経営方針を管理すると共に、定期的なマネジメント・レビューにより子会社の取締役および執行役員の適切かつ迅速な業務執行を確保します。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- (1) 当社は、当社グループ全社を３つのドメインに分類し、グループ役員会において当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ります。グループ役員会は、定期的に各ドメインの主管会社より各ドメインおよび各社の事業状況の報告を受けます。
 - (2) 当社は、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行います。
- ⑥当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- (1) 当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。
 - (2) 当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。
 - (3) 当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

- ⑦当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- (1) 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは直ちに当社監査等委員会に報告を行います。
 - (2) 当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。
- ⑧当社監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
- (1) 当社は、当社監査等委員会が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
 - (2) 前項に加え、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。
- ⑨その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- (1) 当社常勤の監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、経営会議等、経営の重要な意思決定や業務執行の会議に出席すると共に付議資料を事前に確認いたします。
 - (2) 当社監査等委員会は、同会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

⑩財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「グループの財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な体制について

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築および整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンス体制

当社は、法令ならびに社会規範等の遵守の徹底と運用改善を目的に「ESG会議」を設置し、法令遵守体制の整備に係る課題への対応を決定し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役職員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「ミツバなんでも相談窓口」を運用することでコンプライアンス体制の実効性を確保すると共に、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の全役職員への配付によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

②リスクマネジメント体制

当社グループの「グループ役員会」は、上記も含めた当社グループの各活動およびリスクマネジメント活動を統括すると共に、各事業ドメインにおける活動の計画ならびにその他の課題への対応を決定しております。

当社は、災害リスク対策であるBCP（事業継続計画）活動において「グループBCM規定」を定め、当社グループ内へ展開しております。また、BCP以外のリスクとしてはカントリーリスク、品質リスク、労務リスクおよび情報漏洩リスク等の経営に重大な影響を及ぼすリスクを洗い出し、リスク度合いを決めた上で各組織機能においてリスク低減活動を進めております。

③取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規程」に基づき取締役会を月1回以上開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な意思決定を実施すると共に、取締役の職務執行の適法性、適正性および効率性についての監督を行っております。

「経営会議」等の経営に係る重要な会議には取締役が出席し、執行役員による職務の執行状況を確認しております。また、これら重要な会議の決裁書類ならびに議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規定」等の社内規定に基づき適切に保存および管理されております。

④内部監査体制

当社は、業務執行より独立した内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針および期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめると共に、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、改善活動の確実な実施等をフォローアップしております。

⑤グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業の状況その他の重要事項について、各子会社より報告を受ける体制を整えております。また、四半期に一度開催される「グループ役員会」にて、コーポレートガバナンス・コードに対する各子会社の対応状況や各事業ドメインにおける活動の推進についての報告を受けております。

⑥監査等委員の監査体制

当社の監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認すると共に、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性および妥当性の確認を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な利益還元を基本方針として考えており、業績ならびに配当性向および当社を取り巻く諸事情を勘案しながら、適正な配分を行うように努めてまいります。

また、内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら、研究開発、設備投資、海外投資、新規事業投資等に有効活用し、将来の成長につなげていくことで、株主の皆さまのご支援にお応えしてまいります。

つきましては、当事業年度の期末配当金は、当期の業績を勘案し、1株あたり6円の配当を実施いたします。

なお、A種種類株式に対しましては、当社定款に基づき、所定の金額の配当を実施いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産		220,982	流 動 負 債		168,575
現金及び預金		102,245	支払短期借入金		21,609
受取手形		1,597	1年内償還予定の社債		114,184
売掛金		48,988	リース債		15
契約資産		561	未払費用		2,931
商品及び製品		10,842	未払法人税等		12,799
仕掛品		6,117	未払約束手引当金		2,304
原材料及び貯蔵品		38,355	賞与引当金		2,304
その他の他		12,309	役員賞与引当金		3,665
貸倒引当金		△34	製品保証引当金		329
固 定 資 産		136,510	受取訴訟損失引当金		4,311
有 形 固 定 資 産		94,294	従業員損害引当金		31
建物及び構築物		31,685	注釈等引当金		986
機械装置及び運搬具		37,187	和解金引当金		190
工具、器具及び備品		5,035	事業構造改善引当金		566
土地		8,141	その他		300
リース資産		4,107	社 定 負 債		990
建設仮勘定		8,137	長期借入金		3,360
無 形 固 定 資 産		3,410	長期借入金		1,000
ソフトウェア		749	長期借入金		48,866
ソフトウェア仮勘定		35	繰上未払金		3,991
その他		2,625	繰上未払金		1
投資その他の資産		38,805	繰上未払金		7,802
投資有価証券		18,298	繰上未払金		3,447
長期貸付金		2,647	退職給付に係る負債		487
繰延税金資産		1,467	退職給付に係る負債		738
長期前払費用		1,582	負 債 合 計		234,911
退職給付に係る資産		14,000	純 資 産 の 部		
その他		808	株 主 資 本		75,407
貸倒引当金		△0	資本剰余金		5,000
資 産 合 計		357,492	資本剰余金		25,770
			利益剰余金		45,241
			自己株式		△603
			その他の包括利益累計額		26,230
			その他有価証券評価差額金		4,296
			為替換算調整勘定		23,157
			退職給付に係る調整累計額		△1,223
			非支配株主持分		20,943
			純 資 産 合 計		122,581
			負 債 及 び 純 資 産 合 計		357,492

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		344,154
売上総利益		291,677
営業費用		52,477
営業利益		31,324
高価減価償却費		21,152
受取利息	1,583	
受取配当	534	
受取差益	1,586	
受取投資利益	46	
受取その他	446	
営業外費用	1,110	5,308
営業外費用	2,361	
営業外費用	143	
営業外費用	721	
営業外費用	889	4,116
経常利益		22,344
特別利益		
固定資産売却益	23	
投資有価証券の売却益	1,147	
特種損失	72	
特別損失	22	1,265
固定資産売却損	13	
固定資産売却損	178	
減価償却損	343	
不正味貨幣持高に係る損失	3,040	
訴訟損害	566	
事業構造改善引当金繰入	286	
事業構造改善引当金繰入	418	
事業構造改善引当金繰入	245	5,092
税金等調整前当期純利益		18,516
法人税	4,660	
法人税	△1,803	2,856
当期純利益		15,659
非支配株主に帰属する当期純利益		1,918
親会社株主に帰属する当期純利益		13,741

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,000	26,370	28,250	△603	59,017
インフレ会計適用による累積的影響額	－	－	3,383	－	3,383
インフレ会計適用による累積的影響額を反映した当期首残高	5,000	26,370	31,634	△603	62,401
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	△600	△134	－	△734
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	13,741	－	13,741
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	－	△0	－	0	0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	△600	13,607	△0	13,006
当 期 末 残 高	5,000	25,770	45,241	△603	75,407

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	738	10,301	△3,288	7,751	20,189	86,958
インフレ会計適用による累積的影響額	－	－	－	－	－	3,383
インフレ会計適用による累積的影響額を反映した当期首残高	738	10,301	△3,288	7,751	20,189	90,342
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△734
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	13,741
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	△0
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－	0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	3,557	12,855	2,065	18,478	753	19,232
当 期 変 動 額 合 計	3,557	12,855	2,065	18,478	753	32,239
当 期 末 残 高	4,296	23,157	△1,223	26,230	20,943	122,581

【連結注記表】（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 41社

連結子会社は、(株)両毛システムズ、(株)タツミ、アメリカン・ミツバ・コーポレーションほか38社であります。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は、(株)ミツバアビリティ等であります。

なお、非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 2社

タイサミット・ミツバ・エレクトリック・マニュファクチュアリング・カンパニーリミテッド及び常州士林三葉電機有限公司であります。

なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社については、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、コルポラシオン・ミツバ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ他9社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたって、連結決算日における3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等 … 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により
以外のもの 算定)

市場価格のない株式等 … 主として移動平均法による原価法

② デリバティブ …… 時価法

③ 棚卸資産

製品・商品・仕掛品 … 輸送用機器関連事業のうち、当社及び国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、在外子会社は、主として総平均法による低価法を採用しております。また、情報サービス事業においては、主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）で評価しております。

原材料 …… 当社及び国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、在外子会社は、主として総平均法による低価法を採用しております。

貯蔵品 …… 主として最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …………… 当社及び主要な子会社は、定額法を採用しております。
(リース資産を除く) …………… なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物……………15～35年
機械装置及び運搬具… 4～10年
- ② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) …………… なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。
市場販売目的のソフトウェアについては、3年又は5年間の見込販売金額に対する比率による償却額と、残存有効期間に基づく均等配分額とのいずれか大きい額によっております。
- ③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、一部の海外連結子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」を適用しております。
原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリース資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …………… 当社及び一部の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 製品保証引当金 …………… 製品の返品による交換費用に備えるため、過去3年間の平均返品率に基づき計上しております。また、発生額を個別に見積もることができる費用については、その見積額を計上しております。
- ⑤ 受注損失引当金 …………… ソフトウェアの受注契約に係る将来の損失に備えるため、連結会計年度末時点で将来の損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ⑥ 和解金等引当金 …………… 独占禁止法違反に関する和解金の支出に備えるため、当連結会計年度末において発生の可能性が高く、かつ、損失の金額を合理的に見積もることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。
- ⑦ 事業構造改善引当金 …………… 事業構造の改善に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度末で合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ⑧ 訴訟損失引当金 …………… 係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当連結会計年度末において必要と認められる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。ただし、当社及び一部の連結子会社では、年金資産の見込額が退職給付債務を上回っているため、当該金額を退職給付に係る資産として、投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの輸送用機器関連事業においては、ワイパーシステム、スターターモーター、ファンモーター等の自動車関連の製品の販売を行っております。このような製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

情報サービス事業のサービスの提供については、契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としています。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …………… 為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象 …………… 外貨建売上債権、借入金支払利息

ヘッジ方針 …………… 通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動リスク、材料購入取引における価格変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避する目的で、それぞれ為替予約及び金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記していた「特別損失」の「取引調査関連損失」は、金額的重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であり、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度計上額

繰延税金資産	1,467百万円
繰延税金負債	7,802百万円

繰延税金資産は、主として将来の課税所得の見込みに基づき、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収の実現性が低いと判断した場合には、適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

2. 事業構造改善引当金

当連結会計年度計上額

事業構造改善引当金	990百万円
-----------	--------

事業構造改善引当金は、事業構造の改善に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度末で合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

当該見積りには、事業構造改革に基づき実施する拠点統廃合により発生する設備移設等の業務移管関連費用及び拠点移転等の不動産関連費用、人事異動等の人件費見込みなどの仮定を用いております。

当社及び連結子会社は、発生が見込まれる事業構造改善費用について、必要かつ十分な金額を計上していると考えておりますが、当該見積り及び当該仮定について、事業戦略の見直しや外部環境の変化等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する事業構造改善引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 固定資産の減損

当連結会計年度計上額

減損損失	343百万円
------	--------

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産グループに関連する営業損益、営業キャッシュ・フローの水準を基に減損の兆候の検討を行い、減損の兆候が認められる場合、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。判定の結果、当初想定した投資回収が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

4. 訴訟損失引当金

当連結会計年度計上額

訴訟損失引当金 566百万円

株式会社オージス総研が当社の連結子会社である株式会社両毛システムズを相手方として提起した訴訟に関して、前橋地方裁判所が株式会社両毛システムズに損害賠償額410百万円及びその遅延損害金を株式会社オージス総研へ支払うように命じた2024年3月27日の判決（以下、第一審判決という）に基づき、当該訴訟に関して将来発生しうる損失の見積額として、第一審判決で言い渡された損害賠償額及び連結貸借対照表日までの日数経過を勘案した遅延損害金を算出して計上しております。

当該見積りには、第一審判決を基にした内容で確定するものとした仮定を用いております。当該見積り及び当該仮定について、今後の判決の内容により、訴訟損失引当金の追加計上又は取り崩しを行う可能性があります。

IV. 追加情報に関する注記

（トルコ子会社における超インフレ会計の適用）

トルコにおける3年間の累積インフレ率が100%を超えたことに加え、トルコ現地の税務及び会計処理でも超インフレ会計が適用されたことを受け、当社グループは当連結会計年度より、トルコリラを機能通貨とするトルコの子会社の計算書類について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い調整を実施した上で連結しております。これに伴い、当該会計基準を適用した累積的影響額として、当連結会計年度期首の利益剰余金が3,383百万円増加しております。また、正味貨幣持高に係るインフレの影響は、「特別損失」の「正味貨幣持高に係る損失」として表示しております。

（子会社の訴訟損失引当金）

当社の連結子会社である株式会社両毛システムズは、2024年3月29日付け「当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」に記載のとおり、株式会社オージス総研が株式会社両毛システムズを相手方として提起した訴訟に関して、前橋地方裁判所より、株式会社オージス総研の請求を一部認容し、410百万円及びその遅延損害金を支払う旨の判決を言い渡されました。

株式会社両毛システムズはこの判決に対して控訴しておりますが、本判決が最終的に前橋地方裁判所の判決通りに確定した場合に備え、これらにより発生する損害賠償額及びその遅延損害金を訴訟損失引当金繰入額として566百万円を特別損失に計上しております。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,228百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
土地	394百万円
投資有価証券	6,427百万円
計	9,050百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	20,379百万円
長期借入金	18,900百万円
計	39,279百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 261,802百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

(株)ミツバアビリティ	1,737百万円
計	1,737百万円

4. 電子記録債権割引高

2,511百万円

5. 貸出コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行12行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び	63,980百万円
貸出コミットメントラインの総額	
借入実行残高	38,085百万円
差引額	25,894百万円

6. 財務制限条項

(1) 当連結会計年度末の長期借入金のうち、1,544百万円（借入日2019年10月18日、返済期限2026年3月31日）について以下の財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、返済及び貸出条件の見直しについて金融機関と協議いたします。

①2020年3月期の連結貸借対照表の有利子負債残高195,000百万円以内を維持

②2021年3月期以降、i) フリーキャッシュフロー黒字、ii) 有利子負債EBITDA倍率7倍以内、若しくはネット有利子負債EBITDA倍率5倍以内を維持

(2) 当社は取引金融機関5行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

①各決算期末日において、連結貸借対照表における純資産の部の金額を2020年3月期末の金額（44,357百万円）以上に維持すること。

②各決算期末日において、2022年3月期以降、連結損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

(3) 当社の連結子会社である株式会社両毛システムズは、新データセンター建設資金として、株式会社横浜銀行をアレンジャーとする取引銀行計5行とシンジケート方式によるコミットメント型タームローン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入残高等は次のとおりであります。

コミットメント型タームローンの総額	2,000百万円
借入実行残高	2,000百万円
差引額	－百万円

上記の契約については、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、返済及び貸出条件の見直しについて金融機関と協議いたします。

①各決算期末日において、株式会社両毛システムズの連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2021年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

②株式会社両毛システムズの連結損益計算書の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	45,581,809株
A種種類株式(注)	10,000株
C種種類株式(注)	5,000株

(注)2024年5月10日開催の取締役会において、2024年6月28日付でA種種類株式10,000株及びC種種類株式5,000株を取得及び消却する決議をいたしました。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	134百万円	3円	2023年3月31日	2023年6月7日
2023年5月10日 取締役会	A種種類株式	資本剰余金	600百万円	60,000円	2023年3月31日	2023年6月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	268百万円	6円	2024年3月31日	2024年6月5日
2024年5月10日 取締役会	A種種類株式	利益剰余金	600百万円	60,000円	2024年3月31日	2024年6月5日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に輸送用機器関連事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び長期貸付金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用して、ヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。なお、当社グループは、売上債権の一部について先物為替予約を行っておりますが、先物為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

2024年3月31日現在

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形	1,597	1,597	－
(2) 売掛金	48,988	48,988	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	14,104	14,104	－
資産計	64,689	64,689	－
(1) 支払手形及び買掛金	21,609	21,609	－
(2) 短期借入金	69,410	69,410	－
(3) 社債 (1年内償還予定も含む)	1,015	1,015	－
(4) 長期借入金 (1年内返済予定も含む)	93,640	92,909	△731
負債計	185,675	184,944	△731
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 市場価格のない株式等は、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	2024年3月31日
非上場株式	4,194

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

2024年3月31日現在

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	14,018	—	—	14,018
その他	86	—	—	86
資産計	14,104	—	—	14,104

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

2024年3月31日現在

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	1,597	—	1,597
売掛金	—	48,988	—	48,988
資産計	—	50,585	—	50,585
支払手形及び買掛金	—	21,609	—	21,609
短期借入金	—	69,410	—	69,410
社債	—	1,015	—	1,015
（1年内償還予定も含む）				
長期借入金	—	92,909	—	92,909
（1年内返済予定も含む）				
負債計	—	184,944	—	184,944

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

受取手形、売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金に含めて記載しております。

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定も含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定も含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	輸送用機器関連事業	情報サービス事業	その他事業	
日本	88,190	16,213	5,221	109,625
米州	85,750	—	—	85,750
欧州	26,216	—	—	26,216
アジア	77,721	—	—	77,721
中国	44,840	—	—	44,840
顧客との契約から生じる収益	322,719	16,213	5,221	344,154
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	322,719	16,213	5,221	344,154

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	50,695	50,585
契約資産	380	561
契約負債	296	329

契約資産は主に、一定期間にわたり充足した履行義務に係る対価に対する当社グループの権利であり、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。顧客との契約から生じた債権は、履行義務の充足後、別途定める支払条件により、主として1年以内に対価を受領しております。また、当社グループの顧客との契約から生じた債権に重要な金融要素はありません。

契約負債は主に、財又はサービスの提供前に当社グループが顧客から受け取った対価です。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、216百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,047
1年超	136
合計	1,184

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,922.39円
1株当たり当期純利益	293.62円

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の異動 (株式譲渡))

当社は、2024年3月14日開催の取締役会において、当社が保有する株式会社ミツパロジスティクス (以下「ミツパロジ」といいます。)の全株式をニッコンホールディングス株式会社 (以下「ニッコンHD」といいます。)へ譲渡すること (以下「本件株式譲渡」といいます。)を決議し、2024年4月1日付で譲渡いたしました。

本件譲渡により、ミツパロジは当社の連結範囲から除外されることとなります。

1. 譲渡の理由

ミツパロジは1967年の設立以来、当社グループをはじめとした自動車部品のサプライヤーを中心とした国内物流需要に対応してまいりました。一方、当社は、2023年5月10日付で公表した中期経営計画において、「選択と集中による経営資源のシフト」、「徹底的な構造改革」を方針として掲げており、構造改革の一環として、自動車メーカーを中心に梱包・運輸・倉庫をはじめとした総合一貫物流事業を展開するニッコンHDに国内物流業務を委託し、当社グループの資金効率化を図るとともに、同社が保有する物流に関する豊富な経験とネットワークを活用することで国内物流の最適化を図ってまいります。

2. 譲渡前後の出資持分

- (1) 譲渡前持分：100.0%
- (2) 譲渡後持分：0.0%

3. 損益への影響

本件株式譲渡による2025年3月期の連結業績に与える影響については、軽微であります。

(既存種類株式の取得及び消却、第三者割当による種類株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに現行借入金のシンジケートローンによる借換え)

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有限責任組合が保有するA種種類株式及びC種種類株式(以下、併せて「既存種類株式」。)につき、取得を行うこと、また当該取得を条件として消却を行うこと(以下、併せて「既存種類株式の取得及び消却」。)と、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社横浜銀行(以下、併せて「割当予定先」と総称、個別には「各割当予定先」。)との間で、引受契約書(以下、「本引受契約」。)を締結し、割当予定先に対して、第三者割当の方法により、総額10,000,000,000円のD種種類株式を発行すること(以下、「本第三者割当増資」。)と、D種種類株式の払込みを停止条件とし、2024年6月28日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること(以下、「本資本金等の額の減少」。)と、並びに横浜銀行をリードアレンジャーとする金融機関との間で金銭消費貸借契約書及びその他の関連契約(以下、「本シンジケートローン関連契約」。)を締結し、本シンジケートローン関連契約に従い、総額50,146,200,000円のシンジケートローンを調達することによって、既存の借入金の借換えを行うことを決議いたしました。

(1) 既存種類株式の取得の内容

A種種類株式

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 取得株式数 | 10,000株 |
| ② 株式の取得対価の内容 | 金銭 |
| ③ 1株当たりの取得価額 | 1,254,630.10円 |

(注)上記の取得価額は、発行時の1株あたり払込金額1,000,000円に償還係数1.24を乗じ、日割による経過配当金相当額(取得日の属する事業年度において、取得日を基準日として種類株配当金の支払がなされたと仮定した場合に、当社定款第11条の2第2項に従い計算されるA種種類株式配当金相当額)を加算した額です。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| ④ 株式の取得価額の総額 | 12,546,301,000円 |
| ⑤ 取得日 | 2024年6月28日 |
| ⑥ 取得先 | ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有限責任組合 |

C種種類株式

- | | |
|--------------|------------|
| ① 取得株式数 | 5,000株 |
| ② 株式の取得対価の内容 | 金銭 |
| ③ 1株当たりの取得価額 | 1,510,000円 |

(注)上記の取得価額は、発行時の1株あたり払込金額1,000,000円に償還係数1.51を乗じた額です。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| ④ 株式の取得価額の総額 | 7,550,000,000円 |
| ⑤ 取得日 | 2024年6月28日 |
| ⑥ 取得先 | ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有限責任組合 |

なお、C種種類株式の取得については、上記によりA種種類株式を当社が取得することを条件とする。

(2) 既存種類株式の消却の内容

A種種類株式

- | | |
|------------|------------|
| ① 消却する株式数 | 10,000株 |
| ② 消却の効力発生日 | 2024年6月28日 |

C種種類株式

- | | |
|------------|------------|
| ① 消却する株式数 | 5,000株 |
| ② 消却の効力発生日 | 2024年6月28日 |

なお、既存種類株式の消却については、上記(1)により既存種類株式を当社が取得することを条件とする。

(3) 本第三者割当増資について

- | | |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------|
| ① 払込期日 | 2024年6月28日 |
| ② 発行新株式数 | D種種類株式 200株 |
| ③ 発行価額 | 1株につき50,000,000円 |
| ④ 調達資金の額 | 10,000,000,000円 |
| ⑤ 資本組入額 | 5,000,000,000円(1株につき25,000,000円) |
| ⑥ 優先配当率 | 年率 7.8% |
| ⑦ 募集又は割当方法
(割当予定先) | 以下の割当予定先に対して、第三者割当の方法により割り当てる。
株式会社日本政策投資銀行 100株
株式会社横浜銀行 100株 |

(4) 本資本金等の額の減少について

本引受契約に従い、また、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、D種種類株式発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額を減少し、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。なお、かかる資本金の額及び資本準備金の額の減少については、D種種類株式発行の効力が生じることを条件としています。

- ① 減少すべき資本金の額 5,000,000,000円

(内訳) D種種類株式の発行による「増加する資本金の額」に相当する額5,000,000,000円

なお、D種種類株式の払込金の払込みと同時に資本金の額が5,000,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は効力発生前の資本金の額より減少いたしません。

- ② 減少すべき資本準備金の額 5,000,000,000円

(内訳) D種種類株式の発行による「増加する資本準備金の額」に相当する額5,000,000,000円

なお、D種種類株式の払込金の払込みと同時に資本準備金の額が5,000,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額は効力発生前の資本準備金の額より減少いたしません。

- ③ 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項乃至第3項及び第448条第1項乃至第3項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれその全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

- ④ 本資本金等の額の減少の日程

取締役会決議日	2024年5月10日
債権者異議申述公告日	2024年5月22日
債権者異議申述最終期日(予定)	2024年6月24日
効力発生日(予定)	2024年6月28日

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

(5) 本シンジケートローン関連契約について

既存借入金についてはこれまでも債務の圧縮に努めてまいりましたが、長期的かつ安定的な資金を確保することを目的に、今年度が期日が到来する借入金を対象に、横浜銀行をアレンジャーとするシンジケート団のもとで長期資金への借換えを行うことにいたしました。

- | | |
|--------|------------------------------|
| ① 組成金額 | 総額50,146,200,000円(内訳は下記のとおり) |
| 第1回 | 31,846,200,000円 |
| 第2回 | 8,900,000,000円 |
| 第3回 | 9,400,000,000円 |
| ② 契約日 | 2024年6月26日(予定) |

- ③ 実行日
 - 第1回 2024年6月28日(予定)
 - 第2回 2025年2月28日(予定)
 - 第3回 2025年3月31日(予定)
- ④ 満期 2028年3月末日(予定)
- ⑤ アレンジャー 株式会社横浜銀行
- ⑥ コアレンジャー 株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行
- ⑦ エージェント 株式会社横浜銀行
- ⑧ シンジケート団 株式会社横浜銀行他、計9金融機関(予定)

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
資産の部			負債の部		
流動資産		89,845	流動負債		128,591
現金及び預金		36,867	支払手形		1,883
受取手形		531	買掛金		20,308
売掛金		30,917	短期借入金		50,454
商品及び製品		1,728	1年内返済予定の長期借入金		40,914
仕掛品		1,306	リース負債		928
原材料及び貯蔵品		6,676	未払金		8,712
前払費用		635	未払消費税等		415
未収入金		5,380	前払法人税等		1,139
立替金		393	前受り金		6
貸付金		5,404	賞与引当金		51
その他		4	役員賞与引当金		2,215
固定資産		142,819	員品保証引当金		9
有形固定資産		20,879	事業構造改善引当金		752
建物		6,100	固定負債		300
構築物		158	社長期借入金		1,000
機械及び装置		8,158	繰上り借入金		47,769
車両及び運搬具		13	繰上り延税負債		1,211
工具、器具及び備品		717	繰上り延税負債		3,769
土地		2,200	繰上り延税負債		24
リース資産		1,910	負債合計		182,366
建設仮勘定		1,619	純資産の部		
無形固定資産		498	株主資本		46,158
借地権		60	資本金		5,000
ソフトウェア		409	資本剰余金		27,420
その他		28	資本準備金		14
投資その他の資産		121,441	その他の資本剰余金		27,406
投資有価証券		13,744	利益剰余金		14,341
関係会社株		94,549	利益準備金		1,235
出資		1	その他利益剰余金		13,105
長期貸付金		635	償却資産圧縮積立金		1
長期前払費用		23	買換資産圧縮積立金		6
前払年金費用		12,413	繰越利益剰余金		13,097
その他		73	自己株式		△603
資産合計		232,664	評価・換算差額等		4,139
			その他有価証券評価差額金		4,139
			純資産合計		50,297
			負債及び純資産合計		232,664

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		158,722
売上原価		141,844
売上総利益		16,878
販売費及び一般管理費		11,647
営業利益		5,231
営業外収益		
受取利息	377	
受取配当	7,235	
為替差益	1,001	
貸倒料	215	
その他	486	9,317
営業外費用		
支払利息	1,164	
賃料	141	
外国料源の	721	
その他	154	2,181
経常利益		12,366
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	1,147	1,149
特別損失		
固定資産売却損	11	
固定資産除却損	64	
減損	280	
事業構造改善費用	286	
事業構造改善引当金繰入	396	
その他	1	1,040
税引前当期純利益		12,475
法人税、住民税及び事業税	1,538	
法人税等調整額	△1,869	△331
当期純利益		12,806

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					償 却 資 産 圧 縮 積 立 金	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	
当 期 首 残 高	5,000	14	28,006	28,020	1,235	1	6
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	△600	△600	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	-
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-
自 己 株 式 の 処 分	-	-	△0	△0	-	-	-
償却資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	△0	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△600	△600	-	△0	-
当 期 末 残 高	5,000	14	27,406	27,420	1,235	1	6

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	425	1,668	△603	34,085	650	34,736
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△134	△134	-	△734	-	△734
当 期 純 利 益	12,806	12,806	-	12,806	-	12,806
自 己 株 式 の 取 得	-	-	△0	△0	-	△0
自 己 株 式 の 処 分	-	-	0	0	-	0
償却資産圧縮積立金の取崩	0	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	3,489	3,489
当 期 変 動 額 合 計	12,672	12,672	△0	12,072	3,489	15,561
当 期 末 残 高	13,097	14,341	△603	46,158	4,139	50,297

【個別注記表】（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

以外のもの

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ …………… 時価法

(3) 棚卸資産

製品・仕掛品・原材料 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物……………15～35年

機械及び装置……………9年

車両及び運搬具……………4～6年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金 …………… 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金 …………… 製品の返品による交換費用に備えるため、過去3年間の平均返品率に基づき計上しております。また、発生額を個別に見積もることができる費用についてはその見積額を計上しております。

- (5) 和解金等引当金 …………… 独占禁止法違反に関する和解金の支出に備えるため、当事業年度末において発生の可能性が高く、かつ、損失の金額を合理的に見積もることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
ただし、年金資産の見込額が退職給付債務を上回っているため、当該金額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次発生額から費用処理しております。
また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- (7) 事業構造改善引当金 …………… 事業構造の改善に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当事業年度末で合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、ワイパーシステム、スターターモーター、ファンモーター等の自動車関連の製品の販売については、製品が顧客に検取された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検取された時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産及び負債の …… 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として本邦通貨への換算基準処理しております。
- (2) ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- ヘッジ手段 …………… 為替予約取引、金利スワップ取引
- ヘッジ対象 …………… 外貨建売上債権、借入金支払利息
- ヘッジ方針 …………… 通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動リスク、材料購入取引における価格変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避する目的で、それぞれ為替予約（主として包括予約）及び金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 …………… ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して有効性を判断しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記していた「特別損失」の「投資有価証券売却損」及び「取引調査関連損失」は、金額的重要性が低下したため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であり、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度計上額

繰延税金資産	一百万円
繰延税金負債	3,769百万円

繰延税金資産は、主として将来の課税所得の見込みに基づき、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収の実現性が低いと判断した場合には、適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

2. 事業構造改善引当金

当事業年度計上額

事業構造改善引当金	499百万円
-----------	--------

事業構造改善引当金は、事業構造の改善に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当事業年度末で合理的に見積ることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

当該見積りには、事業構造改革に基づき実施する拠点統廃合により発生する設備移設等の業務移管関連費用及び拠点移転等の不動産関連費用、人員異動等の人件費の見込みなどの仮定を用いております。

当社は、発生が見込まれる事業構造改善費用について、必要かつ十分な金額を計上していると考えておりますが、当該見積り及び当該仮定について、事業戦略の見直しや外部環境の変化等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する事業構造改善引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 固定資産の減損

当事業年度計上額

減損損失	280百万円
------	--------

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産グループに関連する営業損益、営業キャッシュ・フローの水準を基に減損の兆候の検討を行い、減損の兆候が認められる場合、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。判定の結果、当初想定した投資回収が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,161百万円
構築物	25百万円
機械及び装置	0百万円
土地	99百万円
投資有価証券	6,427百万円
計	8,713百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	13,979百万円
1年内返済予定の長期借入金	6,400百万円
長期借入金	18,900百万円
計	39,279百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

96,111百万円

3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

アメリカン・ミツバ・コーポレーション	2,120 百万円 (14.0百万USドル)
ミツバ・オートモーティブ・システムズ・オブ・ ヨーロッパ・ケー・エフ・ティー	980 百万円 (6.0百万ユーロ)
ミツバ・ターキー・オートモティブ・エー・エス	352 百万円 (2.1百万ユーロ)
ミツバ・フィリピンズ・コーポレーション	953 百万円 (6.2百万USドル)
ミツバ・ベトナム・カンパニーリミテッド	736 百万円 (1.6百万USドル等)
三葉電器（香港）有限公司	1,408 百万円 (9.3百万USドル)
(株)ミツバアビリティ	1,737 百万円
計	8,289 百万円

4. 電子記録債権割引高 2,511百万円

5. 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び	
貸出コミットメントラインの総額	53,930百万円
借入実行残高	31,150百万円
差引額	22,779百万円

6. 財務制限条項

「連結注記表 V. 連結貸借対照表に関する注記 6. 財務制限条項 (1) 及び (2)」に記載の内容と同一であるため、注記を省略しております。

7. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	29,341百万円
短期金銭債務	18,391百万円
長期金銭債権	635百万円

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	81,555百万円
仕入高	83,065百万円
営業取引以外の取引高	10,757百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済株式の数

普通株式	45,581,809株
A種種類株式(注)	10,000株
C種種類株式(注)	5,000株

(注)2024年5月10日開催の取締役会において、2024年6月28日付でA種種類株式10,000株及びC種種類株式5,000株を取得及び消却する決議をいたしました。

2. 当事業年度末日における自己株式の数

普通株式	826,041株
------	----------

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	677百万円
共済会資産	113百万円
未払事業税	162百万円
製品保証引当金	229百万円
繰越外国税額控除	2,148百万円
繰越欠損金	14,113百万円
子会社株式評価損	1,355百万円
事業構造改善引当金	152百万円
その他	1,405百万円
繰延税金資産小計	20,358百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△13,715百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,807百万円
評価性引当額小計	△18,522百万円
繰延税金資産合計	1,836百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△3,781百万円
その他有価証券評価差額金	△1,813百万円
その他	△11百万円
繰延税金負債合計	△5,606百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△3,769百万円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)オフィス・アドバン	(所有)直接 100.0%	業務委託、ファクタリング取引 役員の兼任	①業務委託	136	未払金	3,847
				②ファクタリング取引	23,387		
子会社	アメリカン・ミツバ・コーポレーション	(所有)直接 100.0%	自動車電装部品の製造・販売	③当社製品・部品の販売	23,221	売掛金	3,428
				④部品の購入	173	買掛金	16

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

①業務委託料については、(株)オフィス・アドバンの業務原価を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

②当社、当社の仕入先、(株)オフィス・アドバンの三社間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っております。

③当社製品・部品の販売については、当社製造原価を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)桐栄オートサービス	(被所有)直接 0.5%	自動車分解整備	①自動車分解整備	支払 12	未払金	0
				受取 1			
				②不動産の賃貸借	支払 79		
受取 10							
(株)パークインホテルズ	(被所有)直接 0.5%	不動産の賃貸及びホテル業	③宿泊料・不動産賃貸料	支払 53	前払費用 未払金	4	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

①自動車分解整備については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

②福利厚生施設として使用しており、賃貸借については、近隣の不動産を参考にした価格によっております。

③ホテルの宿泊料は、一般取引と同様であります。また、福利厚生施設として使用している賃借料の支払については、近隣の不動産を参考にした価格によっております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	775.27円
1株当たり当期純利益	272.74円

X. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の異動 (株式譲渡))

当社は、2024年3月14日開催の取締役会において、当社が保有する株式会社ミツバロジスティクスの全株式をニッコンホールディングス株式会社へ譲渡することを決議し、2024年4月1日付で譲渡いたしました。

2025年3月期の個別業績にて、子会社株式売却益1,783百万円を計上いたします。

なお、詳細につきましては、連結注記表「X. 重要な後発事象に関する注記 (連結子会社の異動 (株式譲渡))」をご参照ください。

(既存種類株式の取得及び消却、第三者割当による種類株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに現行借入金のシンジケートローンによる借換え)

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第貳号投資事業有限責任組合が保有するA種種類株式及びC種種類株式 (以下、併せて「既存種類株式」。)につき、取得を行うこと、また当該取得を条件として消却を行うこと (以下、併せて「既存種類株式の取得及び消却」。)、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社横浜銀行 (以下、併せて「割当予定先」と総称、個別には「各割当予定先」。)との間で、引受契約書 (以下、「本引受契約」。)を締結し、割当予定先に対して、第三者割当の方法により、総額10,000,000,000円のD種種類株式を発行すること (以下、「本第三者割当増資」。)、D種種類株式の払込みを停止条件とし、2024年6月28日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること (以下、「本資本金等の額の減少」。)、並びに横浜銀行をリードアレンジャーとする金融機関との間で金銭消費貸借契約書及びその他の関連契約 (以下、「本シンジケートローン関連契約」。)を締結し、本シンジケートローン関連契約に従い、総額50,146,200,000円のシンジケートローンを調達することによって、既存の借入金の借換えを行うことを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、連結注記表「X. 重要な後発事象に関する注記 (既存種類株式の取得及び消却、第三者割当による種類株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに現行借入金のシンジケートローンによる借換え)」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社ミツバ
取締役会 御中新宿監査法人
東京都新宿区
指定社員 公認会計士 田 中 信 行
業務執行社員
指定社員 公認会計士 壬 生 米 秋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミツバの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミツバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年5月10日開催の取締役会において、既存種類株式の取得及び消却、第三者割当による種類株式の発行、資本金及び資本準備金の減少について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社ミツバ
取締役会 御中

新宿監査法人
東京都新宿区
指定社員 公認会計士 田中 信行
業務執行社員
指定社員 公認会計士 壬生 米秋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミツバの2023年4月1日から2024年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年5月10日開催の取締役会において、既存種類株式の取得及び消却、第三者割当による種類株式の発行、資本金及び資本準備金の減少について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法、内容及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等から電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役員及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社 ミツバ 監査等委員会
常勤監査等委員 木内啓治 ㊟
監査等委員 段谷繁樹 ㊟
監査等委員 丹治宏彰 ㊟
監査等委員 中井陽子 ㊟

(注) 監査等委員段谷繁樹、丹治宏彰及び中井陽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上